

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人スポーツヒューマンキャピタル（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員等の本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- 2 役員等の報酬は月次とし、評議員に対しては評議員会出席の都度、定額を支払う。
- 3 役員等に対して、この法人より特別の任務として講演又は研修等の講師を委嘱した場合に限り、別表3に定める役員等へ講師謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬は、評議員会で承認された役員等の報酬総額の範囲内において、別表1「役員報酬表」を基準として、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 評議員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は金銭をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給日等)

第6条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 通勤手当の月額は、実費額とする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

第3章 退職慰労金

(退職慰労金)

第8条 原則として役員等に対する退職慰労金は支給しない。ただし、この法人が特にその必要を認めた場合は、評議員会で承認された役員等の報酬総額の範囲内において、評議員会の決議により退職慰労金を支払うことができる。

第4章 補則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(施行)

第11条 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

(改 正)

平成 29 年 1 月 25 日 (平成 29 年 1 月 25 日評議員会議決)

平成 29 年 4 月 27 日 (平成 29 年 4 月 27 日評議員会議決)

平成 30 年 6 月 5 日 (平成 30 年 6 月 5 日評議員会議決)

令和 2 年 3 月 24 日 (令和 2 年 3 月 24 日評議員会議決)

令和 3 年 3 月 26 日 (令和 3 年 3 月 26 日評議員会議決)

令和 4 年 8 月 15 日 (令和 4 年 8 月 15 日評議員会議決)

令和 5 年 3 月 24 日 (令和 5 年 3 月 24 日評議員会議決)

別表1 役員報酬表

号棒	月額 (円)	号棒	月額 (円)
1	100,000	6	600,000
2	200,000	7	700,000
3	300,000	8	800,000
4	400,000	9	900,000
5	500,000	10	1,000,000

・代表理事の報酬は月額 100 万円以下とする。

・代表理事以外の理事・監事の報酬は総額月額 200 万円以下とする。

別表2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 1 万円とする。

別表3 謝金額

講演又は研修等の講師に対する実支給謝金額は、下記を上限とする。(金額については消費税抜き、源泉所得税控除前額)

① 講演の場合 1 回金 10 万円又は 1 時間金 2 万円

② 研修等に際して、事前の資料の読み込み、精査を伴うワークショップへのコメント及び実技指導を行う場合 1 回金 15 万円又は 1 時間金 3 万円